

司法修習生に関する規則の一部を改正する規則案要綱（案）

1 実務修習の構成（第5条関係）

司法修習生は、修習期間のうち、少なくとも10か月は実務を修習しなければならないものとする。

実務修習の修習期間のうち、少なくとも、4か月は裁判所で、2か月は検察庁で、2か月は弁護士会で修習しなければならないものとする。

第1項の実務修習の時期及び場所は、司法研修所長が、これを定めるものとする。

参考：現行規定

第五条 司法修習生は、修習期間中、少なくとも、六箇月は裁判所で、三箇月は検察庁で、三箇月は弁護士会で実務を修習しなければならない。

前項の実務修習の時期及び場所は、司法研修所長が、これを定める。

2 修習したものとみなされる期間（第6条関係）

司法修習生が病気その他の正当な理由によって修習しなかった期間で、修習したものとみなされる期間は、45日以内とするものとする。

参考：現行規定

第六条 司法修習生が病気その他の正当な理由によつて修習しなかつた七十日以内の期間は、これを修習したものとみなす。

3 裁量的罷免事由（第18条関係）

最高裁判所は、司法修習生に次に掲げる事由があると認めるときは、これを罷

免することができるものとする。

- 1 品位を辱める行状，修習の態度の著しい不良その他の理由により修習を継続することが不相当であるとき。
- 2 病気，成績不良その他の理由により修習を継続することが困難であるとき。
- 3 本人から願出があったとき。

参考：現行規定

第十八条 最高裁判所は，司法修習生に左の事由があると認めるときは，これを罷免することができる。

- 一 品位を辱める行状があつたとき
- 二 修習の態度が著しく不真面目なとき
- 三 成績不良で修習の見込みがないとき
- 四 病気のため修習に堪えないとき
- 五 本人から願出があつたとき

4 施行期日

この規則は，司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第1条第2号に定める日（平成18年4月1日）から施行するものとする。

5 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第11条第2項に規定する司法修習生の修習期間の特例に関する規則の廃止

司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第11条第2項に規定する司法修習生の修習期間の特例に関する規則は，廃止するものとする。

6 経過措置

- (1) この規則の施行前に採用され，その施行後も引き続き修習をする司法修

習生の修習については，この規則による改正後の司法修習生に関する規則（以下「新規則」という。）第 18 条の規定を除き，なお従前の例によるものとする。

- (2) 司法試験法及び裁判所法の一部を改正する法律附則第 11 条第 2 項に規定する司法修習生の修習期間は，当分の間，少なくとも 1 年 4 月間とするものとする。
- (3) (2)の司法修習生の修習については，(2)の事項及び新規則第 18 条の規定を除き，なお従前の例によるものとする。この場合において，(2)の司法修習生に対するこの規則による改正前の司法修習生に関する規則第 6 条の規定の適用については，当分の間，同条中「七十日」とあるのは，「六十日」とするものとする。
- (4) この規則の施行前にした行為に対する新規則第 18 条の規定の適用については，なお従前の例によるものとする。